

茨城労働局発表  
平成26年8月8日（金）

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室		
	室長	田口 美博	
	室長補佐	栗原 由明	
	電話	029-224-6216	

## 平成26年度茨城県最低賃金の改正答申について — 茨城地方最低賃金審議会答申 —

茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志）は、本年7月4日（金）茨城労働局長（中屋敷 勝也）から「茨城県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、茨城県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきた結果、本年8月8日（金）に全会一致で結論を取りまとめ、同日茨城労働局長に対し「時間額729円」とする旨の答申を行った。

この「時間額729円」は、現行の茨城県最低賃金（713円）を「16円」上げるものである。

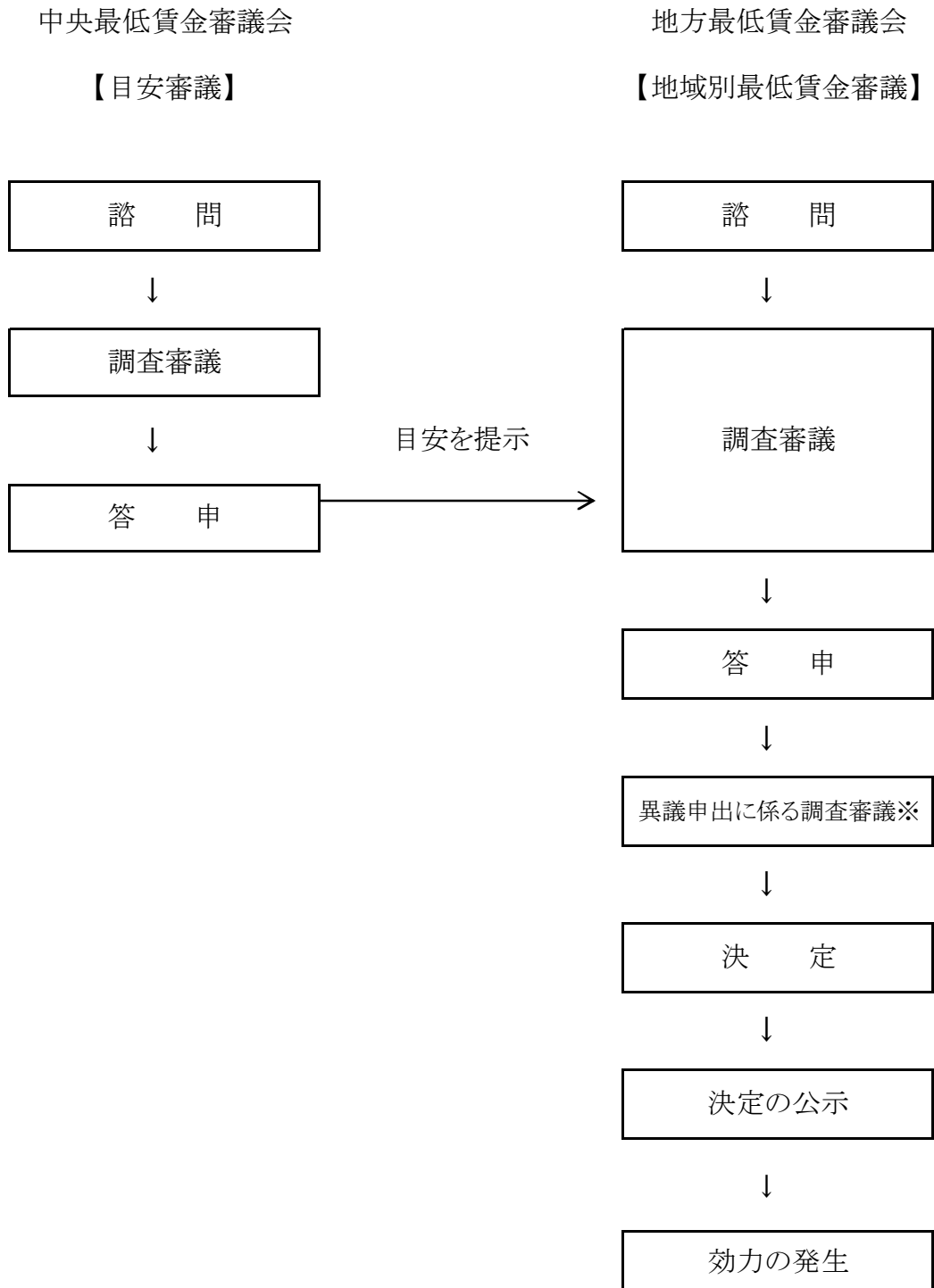
茨城地方最低賃金審議会においては、去る7月29日に中央最低賃金審議会から示された目安（茨城県の場合15円引上げ）を十分に参酌し、茨城県における各種経済指標を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

なお、最新のデータにより比較したところ、茨城県最低賃金（時間額713円）は、茨城県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、茨城県最低賃金が改正されることとなる。

(参考1)

## 地域別最低賃金の改正手続きの流れ



※関係労使からの異議申出があった場合に開催

(参考2)

## 茨城県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最低賃金額	690円	692円	699円	713円	729円
対前年度上昇率	1.74%	0.29%	1.01%	2.00%	2.24%
対前年度上昇額	12円	2円	7円	14円	16円